

欄に幹線を入れる。

昭和二十一年十月鳥取縣告示第四百一號を次のやうに正誤する。

區域の名稱並びに民生委員の定數中氣高郡「逢坂」を

「逢坂」に改め、西伯郡のところ日吉津の次に「大和」

「大和村同」二四〇を挿入する。

昭和二十一年十月鳥取縣令第七十六號(民生委員令施行細

則)中次のやうに正誤する。

第二條第二項中「設けたときは」の「は」を削除する。

第七條第二項「分會で」の「で」を「を」に改める。

鳥取縣告示第四百一號を次のやうに正誤する。
鳥取縣令第七十六號(民生委員令施行細則)中次のやうに正誤する。
第二條第二項中「設けたときは」の「は」を削除する。
第七條第二項「分會で」の「で」を「を」に改める。

鳥取縣公報

訓令

鳥取縣訓令第三十八號

市 町 村 長

平和日本再建の礎たる日本國憲法は十一月三日公布せられたのであるが、この憲法は内は國家の權力が國民に由來する旨を宣言して、我國政治形態の基礎を明確ならしめ、民主的なる國政の運用と基本的人權の保證を確立し、外は全世界に率先して戰爭を放棄し、徹底せる平和愛好國家としての決意を披瀝したものであつて、再建日本の理想の姿がこゝに明瞭にせられたのである。この新憲法の理想を達成して、我國が再び世界國家の一員としての名譽を恢復し、幸福なる國民として再起し得るか否かは一に懸つてこの憲法の掲げる理想を現實化せんとする國民の今後の熱意と努力にあるのであるから、憲法の精神が廣く國民一般に理解

せられるやう、その普及徹底につき格段の努力を致さなければならぬ。又今回の地方制度改正は憲法改正の精神に則り、地方團體の組織及び運営の民主化を圖り、地方自治の本旨の徹底的實現を期することを目的としたもので、地方自治團體の自主性乃至自律性の強化、住民の自治行政直接參與の範圍擴大、地方行政事務執行の公正と効率の確保等を内容としてゐるのであるが、之に依つて住民各自の自覺と責任感に基く能力を最大限に發揮せしめて、健全なる國政並に地方行政の確固たる地歩を固めんとするもので、新憲法施行の先驅を爲すものである。而してこれらの目的が達成されるか否かはその運用の如何にあるのであるから、直接自治運営の衝に當る者は固より、廣く地方住民が其の精神を休得し地方自治が眞にその住民の創意と責任によつて運営され、日本民主化の基礎を確立することがで

鳥取縣公報 毎週曜日發行(休日ニ當ル)

昭和二十一年十一月九日

外 (昭和四年四月十五日)

一

きるやうにしなければならぬ。殊に地方自治の指導の地位に立つものは、常に輿論の眞の所在を的確に把握し、住民自治の本義の顯現に努めると共に、かりそめにも公正を失し専恣に流れ、或は少數者の獨裁煽動によつて、健全なる民意の暢達を阻害するが如きことのないやうに嚴に戒め、地方自治の眞隨を發揮昂揚し住民の福祉増進に最善の努力を盡さなければならぬ。

右訓令する

昭和二十一年十一月四日

鳥取縣知事 林 敬 三

鳥取縣公報

昭和二十一年十一月五日
第千七百五十九號

火曜日

告 示

◇鳥取縣告示第四百六十號

昭和二十一年十月二十三日の縣參事會において議決された昭和二十一年度鳥取縣歳入歳出追加豫算、昭和二十一年度特別會計就營業獎勵資金歳入歳出追加豫算、昭和二十一年度特別會計縣立實業學校實習費歳入歳出追加豫算の要領は次の通りである。

昭和二十一年十一月五日

鳥取縣知事 林 敬 三

昭和二十一年度鳥取縣歳入歳出追加豫算

歳入	三、一〇〇、〇〇〇
經常部	三、一〇〇、〇〇〇
第五款 國庫支出金	一、〇八二、二五七
第一項 下渡金	三二〇、五〇八

第二項 補助金	七七一、七四九
第六款 雜收入	一、二四三、七五〇
第三項 物品賣拂代	一一、七五〇
第四項 雜入	一、二三三、〇〇〇
經常部計	二、三二六、〇〇七
臨時部	
第一款 繰越金	八一四、一〇二
第一項 前年度繰越金	八一四、一〇二
第二款 國庫支出金	九、八〇九、一六六
第一項 補助金	九、八〇九、一六六
第四款 寄附金	一〇五、〇〇一
第一項 寄附金	一〇五、〇〇一
臨時部計	一〇、七二八、二六九
歳入合計	一三、〇五四、二七六

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ル)

昭和二十一年十一月五日 第千七百五十九號

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可